

第3次吹田市地域福祉計画

【概要版】

平成28年（2016年）3月
吹田市

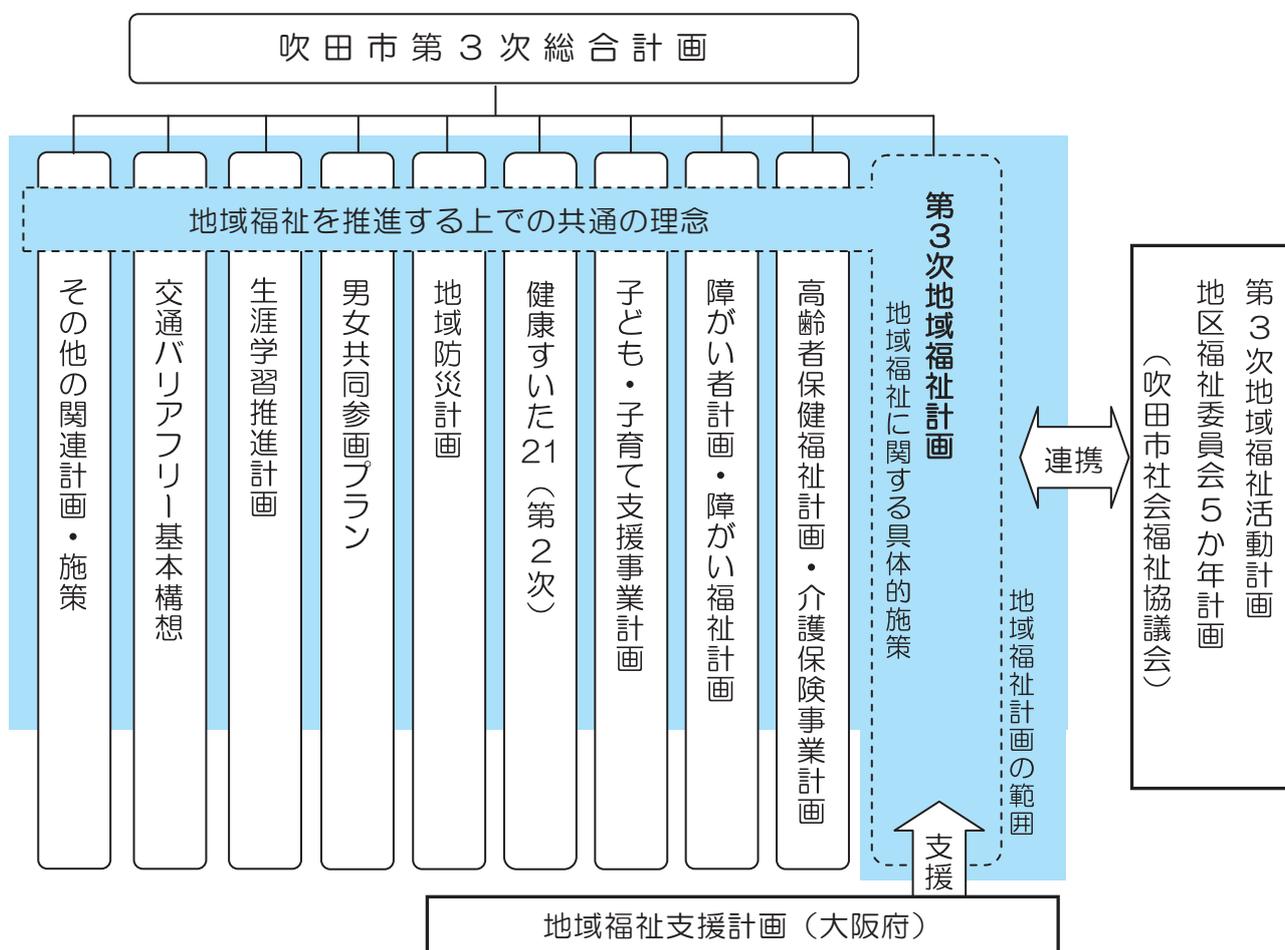
地域福祉とは、暮らしの様々な問題や課題を、日常生活の場である「地域」において、住民が主体となって、行政や関係機関などと連携・協働して解決や改善に向けて取り組んでいこうとするものです。そして、誰もが「住み慣れた地域でいきいきと、健康で安心・安全に暮らし続けること」ができるような共助社会（人と人とのつながり）の構築を目指すものです。

地域福祉計画とは、社会福祉法第4条で規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する、同法第107条に規定されている市の行政計画です。

地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、吹田市第3次総合計画の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市（まち）すいた」の実現に向けて、福祉の観点から補完・具体化していくものであり、地域福祉を推進する施策の方向性を示すものです。対象者や分野にとらわれず、福祉の観点から人々の生活支援を考えていくための総合的な基本計画ともいべき性格を有しています。

本計画は、第3次総合計画を上位計画とし、各種の個別行政計画と密接な関係があり、各個別計画の内容を地域福祉の視点で整理したものです。各個別計画に基づき、それぞれの分野の具体的な施策・事業が推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。



計画期間

本計画の期間は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5か年です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

吹田市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

行政計画である「地域福祉計画」と連携・協働する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民等が主体となって地域福祉を推進するための「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。地域福祉の推進には、市と吹田市社会福祉協議会がそれぞれの計画に基づき、連携・協働する必要があります。

※社会福祉協議会は、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関などで構成されています。社会福祉法に規定された民間の福祉団体（社会福祉法人）です。市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に地域福祉の推進に取り組んでいます。

吹田市の地域福祉の現状について

本計画の策定にあたっては、人口動向、世帯構造等の統計データや、第2次計画期間中の平成25年（2013年）に行った吹田市の地域福祉について考える市民フォーラムで出された意見などを参考にしました。

また、平成26年（2014年）10月31日～12月1日に市民を対象に、「地域福祉に関する実態調査」（2,000人に配布、回収率56.3%）を行い、その結果も参考にしました。

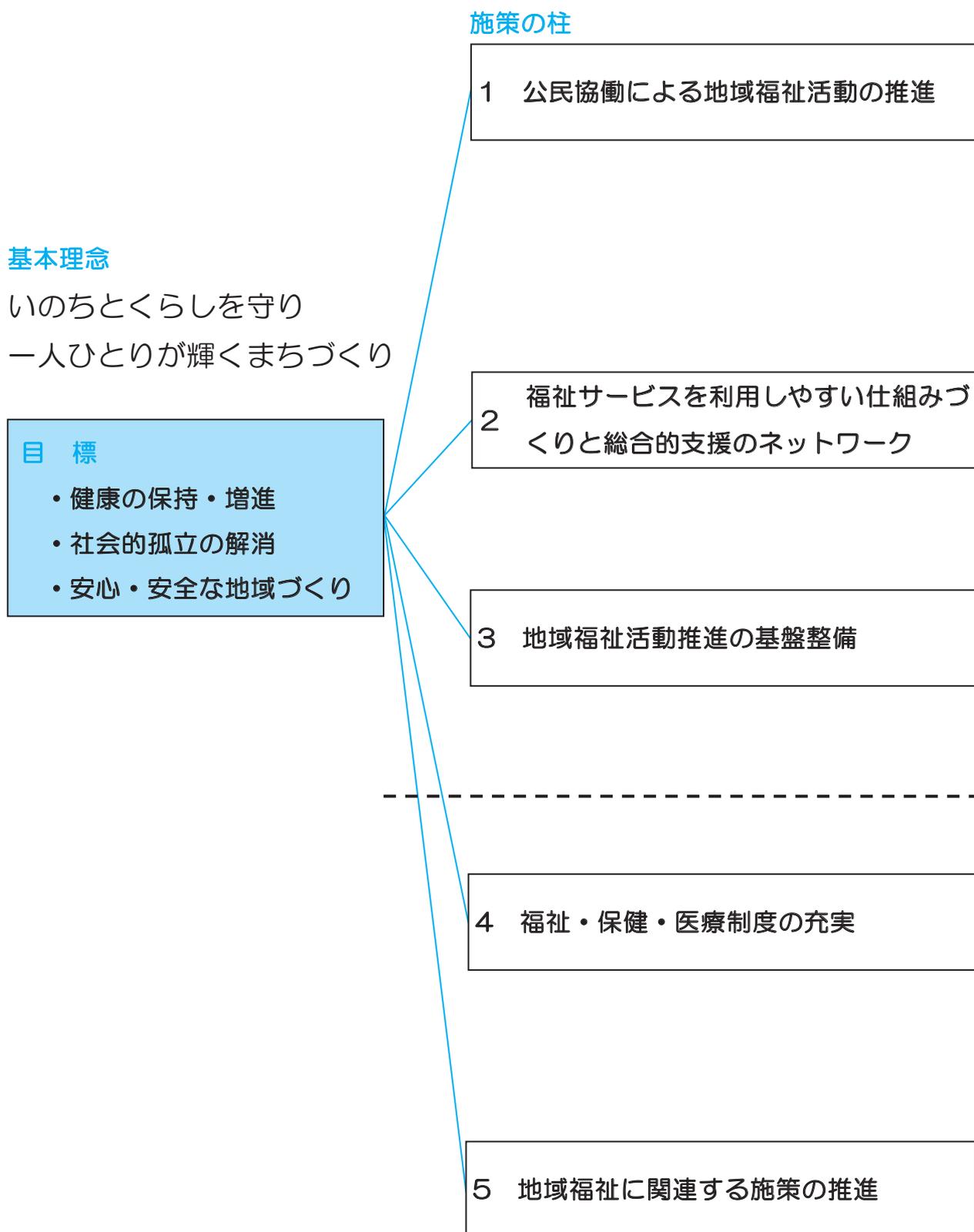
第3次地域福祉計画の施策体系の考え方

本市の地域福祉の現状分析から、自治会、ボランティア、NPOなどの活動が盛んに行われている様子がありました。一方で、隣近所との関わり合いや、ボランティア活動への様々な人の参加、福祉制度の周知等において課題があることがわかりました。これらの課題をふまえて、本計画の施策をまとめました。

本計画では、目標に向けて取り組むうえでの施策の柱を5つ定め、各施策の柱に沿って取り組む合計27の具体的な施策を、「重点施策」と「基本的な施策」として示しています。重点施策は、本計画の期間内に重点的に取り組もうとするものです。

「施策の柱4 保健・福祉・医療制度の充実」及び「施策の柱5 地域福祉に関する施策の推進」については、各個別計画に沿って取組がされるものですが、地域福祉の推進に深く関わるものであるため、施策体系に含めています。

第3次地域福祉計画の施策体系



具体的な施策

1	重点施策 1	お互いの顔の見える関係づくり ～地域住民間の交流の促進～
2	重点施策 2	地域福祉にふれられる学習機会の充実 ～人権意識、福祉意識の向上～
3	重点施策 3	福祉活動の担い手づくり ～地域福祉活動への参加の促進～
4	重点施策 4	災害に備える支え合いの仕組みづくり ～災害時要援護者への支援～
5	基本的な施策(1)	地域で活動する諸団体への支援
6	基本的な施策(2)	みんなの居場所づくり
7	基本的な施策(3)	安全対策（防災・防犯）の充実

8	重点施策 5	意思が尊重され自分らしく暮らすために ～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～
9	基本的な施策(1)	相談・支援体制の充実
10	基本的な施策(2)	関係機関の連携による総合的な支援体制の整備

11	基本的な施策(1)	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能の充実
12	基本的な施策(2)	ボランティア、NPO活動の支援拠点の充実
13	基本的な施策(3)	交流の場、活動拠点の整備
14	基本的な施策(4)	地域福祉活動への財政支援
15	基本的な施策(5)	地域福祉活動を進めるための情報発信、福祉サービス利用に伴う情報提供の充実

16	基本的な施策(1)	高齢者に関する支援の充実
17	基本的な施策(2)	障がいのある人に関する支援の充実
18	基本的な施策(3)	子どもに関する支援の充実
19	基本的な施策(4)	生活困窮者への支援の充実
20	基本的な施策(5)	保健活動・医療体制の充実
21	基本的な施策(6)	福祉サービスの質の確保
22	基本的な施策(7)	安心してサービスを利用できるための経済的支援の充実

23	基本的な施策(1)	安心・安全な住まいの充実
24	基本的な施策(2)	安全でバリアのない交通環境・まちづくり
25	基本的な施策(3)	生涯学習・生涯スポーツの振興
26	基本的な施策(4)	働く場所と働きやすい環境づくり
27	基本的な施策(5)	地域に密着した商業振興

第3次計画策定に おいての課題

- 住民同士の付き合いが少ない
- 自治会への加入が少ない
- 地域の様々な団体の交流が十分ではない
- 気軽に立ち寄り、地域に住む者同士、交流できる場所が少ない
- 福祉に関する知識が十分に広がっていない
- 人権意識やいろいろな人に対する思いやりが足りない
- 地域活動の担い手が少ない
- 民生委員・児童委員の役割についての周知が不足している
- 災害時に地域住民同士が助け合うための備えが十分ではない
- 災害時要援護者名簿の活用が進んでいない
- 認知症の方や知的障がい者など、判断能力が十分でない人を支える仕組みが十分ではない
- 成年後見制度について、十分に理解されていない

重点施策

第3次地域福祉計画において重点的に取り組む施策です

重点施策

1

お互いに顔の見える関係づくり

～地域住民間の交流の促進～

核家族化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域での人と人とのつながりは希薄化しつつありますが、道で子どもに声をかけたり、医療機関や地域の行事について情報交換したりといった、毎日の暮らしの中での関わり合いは、心強いものです。信頼関係の中で、悩みや困りごとを相談することもあります。挨拶を交わすだけでも関わりが生まれます。近所で暮らす者同士お互いの存在を知っていれば、万が一災害が発生したときにも助け合いがスムーズになります。非常時の協力のために、毎日の生活をより楽しく安心なものにするために、地域での交流を広げていきましょう。

【今後の方向性】

- ① 地域のいろいろな人が、お互いの生活スタイルや個性などの違いを尊重し合いながら、心地よい、隣近所との関係づくりを目指します。
- ② 自治会加入の魅力や活動状況等について市報やホームページなどで情報発信するなど、自治会への加入を呼びかけていきます。
- ③ 地域の活動に役立つ制度や窓口に関する情報を提供したり、地域における活動内容を市報やホームページなどで広く紹介するなど支援します。
- ④ 地域での行事や取組が、小さな子ども連れの人や障がいのある人など誰もが参加できる内容になるよう、適切な配慮について啓発を進めます。
- ⑤ 地域で活動する様々な団体や社会福祉施設、民間事業者等の交流の機会を検討するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、各種団体に対して懇談会や定期的な情報交換の場を持つよう働きかけていきます。

地域福祉にふれられる学習機会の充実 ～人権意識、福祉意識の向上～

地域で安心して暮らし続けるためには、お互いを理解し合い、助け合うことが大切です。車いすの方や小さな子ども連れの方にさりげなく道を譲ることができるのと素敵ですし、手話などもできると役に立ちます。障がいのある人もない人も、高齢者も子どもも、誰もが互いを尊重し、困っている人には何らかの援助ができるよう、福祉や人権について学びましょう。

子育てや介護などの問題を抱えたときには、福祉サービスの利用が大きな助けになります。普段から福祉サービスや相談窓口について知っていれば安心ですし、身近な人が困っているときには情報を提供することもできます。

【今後の方向性】

- ① 地域福祉に関する情報を市報すいたやホームページなどを通じて紹介するとともに、人が多く集まる場所での地域福祉を知ってもらう催しの開催を検討します。
- ② 毎年開催している地域福祉市民フォーラムを、引き続き様々なテーマで企画し、広く地域福祉を考える場としていきます。
- ③ 市の出前講座等を、マンション住民やPTAなど様々な団体に周知します。
- ④ 吹田市社会福祉協議会が行う小中学生などを対象とする「福祉教育」や、大人も子どもも参加できる「夏の体験ボランティア」などの取組を支援していきます。

福祉活動の担い手づくり ～地域福祉活動への参加の促進～

地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、活動の担い手づくりが大きな課題となっています。学生、仕事をしている世代、高齢者など、様々な世代へアプローチをする必要があります。また、募金や献血、ペットボトルキャップの収集などは、活動に参加する時間のない方でも行うことができる福祉活動です。地域福祉の裾野を広げるためには、より多くの方が自分自身の協力できる範囲で主体的に関わっていくことが大切です。

【今後の方向性】

- ① ひとり暮らし高齢者対象のふれあい昼食会など地域福祉活動を紹介することで、住民が広く関心を持ち、気軽に参加してもらえよう、周知に努めていきます。
- ② 短時間ボランティアや、特技を生かせるボランティアなど、多様な活動スタイルを提案していきます。
- ③ 地域団体の活動へ、学生ボランティアの参加を呼びかけます。学生の参加により新しいアイデアが生まれたり、雰囲気の変化するなど活性化につながります。
- ④ 男性や学生にもボランティアへの参加を呼びかけます。また、野外活動のリーダーや吹田まつりの運営スタッフ等で、青少年ボランティアの活躍の場をつくります。
- ⑤ 企業等が社会貢献としてボランティア活動に取り組む機運が広がっています。事業所向けにボランティアの活動事例を紹介するなどの支援を行います。
- ⑥ 参加者が参加を重ねるうちにスタッフになったり、人に誘われてボランティア活動に参加するなど、ボランティアの輪の広がりを目指します。
- ⑦ 赤い羽根共同募金や地域ふくし協力金などは、募金の趣旨や使われ方を広報するなど、募金の協力者が地域福祉に貢献したことを実感できるように工夫します。

重点施策

4

災害に備える支え合いの仕組みづくり ～災害時要援護者への支援～

大規模災害発生時には「自分の命は自分で守る（自助）」や、「自分たちのまちは自分たちで守る（互助）」という考えを基本に行動し、被害を最小限にとどめることが大切です。市では、自力では避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認や避難誘導などの支援が適切に行えるよう、地域の各組織との連携により、地域で支える安心・安全のネットワークづくりを進めています。

【今後の方向性】

- ① 災害発生時に災害時要援護者の避難支援活動を円滑に行うには、平常時からのお互いに顔の見える関係づくりが基本になります。地域に合った災害時の具体的な行動を定められるよう、安否確認や避難・誘導訓練等の事例について情報発信します。
- ② 災害時要援護者名簿の有効活用に向け、取扱いや利用についての周知に努めます。
- ③ 民間施設も含めた福祉避難所の指定を進め、備蓄品を整備するとともに、それぞれの施設と協力して、「福祉避難所設置・運営マニュアル」の整備を進めます。

認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分な方への権利擁護の推進が求められています。子どもや女性を暴力から守ることも必要です。権利擁護の制度充実や周知と合わせて、権利擁護の課題に地域住民が関心を持ち、思いやりのある対応をしたり、必要な場合には適切な通報をするなどみんなで関わることで、安心して暮らせる地域づくりにつながります。

【今後の方向性】

- ① 認知症サポーター養成講座や認知症地域サポート事業等により、認知症への理解を広げていきます。地域、事業者、学校の取組も後押ししていきます。
- ② 成年後見制度についてホームページ等により周知し、助成制度を整備し、サービスが必要となったときに適切に利用されるよう推進していきます。
- ③ 吹田市社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業に対しては、成年後見制度とは対象者が異なる権利擁護のサービスとして目的に合った運用を支援します。
- ④ 高齢者や障がい者、児童の虐待については、早期に発見し早期に関わることで状況を把握し、適切な対応に努めます。虐待に至る状況の分析も行うなど、予防の視点に立った専門的な取組を推進します。
- ⑤ 消費生活センターを中心に、高齢者等を消費者被害から守るための情報発信を進めます。
- ⑥ 本市では、女性に対するあらゆる暴力の防止と、児童虐待の防止を一体として取り組む「Wリボンプロジェクト」を進めています。この取組を広く市民に呼びかけ推進していきます。

基本的な施策

基本的な施策の内容を5つの柱ごとに紹介します

施策の柱 1 公民協働による地域福祉活動の推進

- (1) **地域で活動する諸団体への支援** 民生委員・児童委員、地区福祉委員会、保護司会など、地域の福祉活動団体を広く紹介することで活動を支援します。各種地域団体が行う地域の活性化や支え合いにつながる活動についても周知します。
- (2) **みんなの居場所づくり** 気軽に立ち寄り、住民同士のつながりづくりができる「まちの縁側」について紹介し、住民主体のまちの縁側づくりを呼びかけます。
- (3) **安全対策(防災・防犯)の充実** 自主防災組織の結成と活性化を図ります。青色防犯パトロール等の防犯活動により、市全体の防犯力向上に取り組みます。

施策の柱 2 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

- (1) **相談・支援体制の充実** 地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援センターなど様々な相談窓口の周知に努めます。適切なサービスへつなぐため、関係機関やサービス提供事業者等との連携を強化します。
- (2) **関係機関の連携による総合的な支援体制の整備** 複合的な課題について解決に向けた検討を行うため、福祉、保健、医療、教育、就労等の関係機関及び地域の諸団体の間で、情報共有等の連携を進めます。

施策の柱 3 地域福祉活動推進の基盤整備

- (1) **コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の機能の充実** 担当地域で生活や福祉の相談を受けているCSWについて、周知浸透を図ります。
- (2) **ボランティア、NPO活動の支援拠点の充実** ボランティアセンターや市民公益活動センター（ラコルタ）の周知・活用を図ります。
- (3) **交流の場、活動拠点の整備** コミュニティセンターについて、未整備地域で検討します。活動場所について、公共施設の改修や建替等の機会に検討します。

(4) 地域福祉活動への財政支援 地域福祉活動への財政支援を継続するとともに、補助金の効果的な活用ができるよう、必要に応じて運用等の見直しを検討します。

(5) 地域福祉活動を進めるための情報発信、福祉サービス利用に伴う情報提供の充実 便利で、わかりやすく、整理された形での情報発信に努めます。

施策の柱 4 **福祉・保健・医療制度の充実**

高齢者、障がい者、子どもの各分野において、個別計画に沿って福祉施策を推進します。生活困窮者自立支援制度の周知を図るとともに、一般就労が困難な方を対象とする就労訓練事業の充実など、施策を推進します。健康すいた21に基づき「健康寿命の延伸」と「生活の質（QOL）の向上」に取り組み、「健康・医療のまちづくり」基本方針に基づき、健康・医療のまちづくりと、地域医療体制の充実に努めます。市の福祉オンブズパーソン制度や大阪府社会福祉協議会の運営適正化委員会、福祉サービス事業者の第三者委員など、福祉サービスの向上に役立つ制度の推進を図ります。医療や福祉、就学などに関して制度ごとに対象者を定め経済的に支援します。

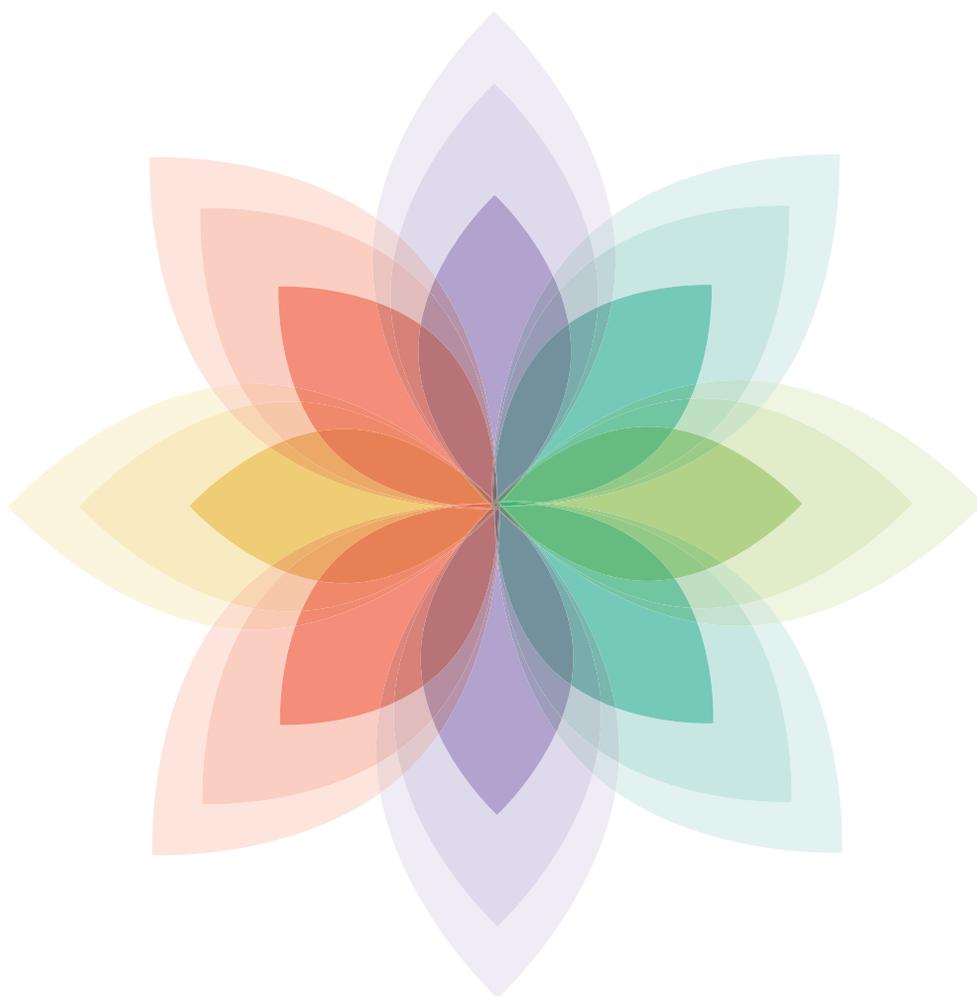
施策の柱 5 **地域福祉に関連する施策の推進**

市営住宅の建替えに際して車いす対応を進めます。対象世帯に住宅バリアフリー化等改造工事費を助成します。駅周辺の特定経路について歩道等のバリアフリー化を進めます。人と人の交流を生む生涯学習、スポーツ活動等を支援します。雇用及び就労を支援するとともに、商業施設を核としたコミュニティの活性化を支援します。

地域福祉計画の推進に向けて ～市民参画と進捗管理等～

計画の進捗管理として、市の付属機関である「地域福祉計画推進委員会」に、計画の取組状況等について意見をいただきます。また、庁内の各部局の代表者で組織する庁内推進委員会において、部局間の連携により施策の進捗管理と推進を図ります。

地域福祉は、行政や関係機関との連携のもと、地域の人と人が支え合うことで安心、安全な暮らしを実現しようとするものです。計画の推進にご協力をお願いします。



第3次吹田市地域福祉計画【概要版】

発行 平成28年（2016年）3月

編集 吹田市 福祉部 福祉総務課

郵便番号564-8550 吹田市泉町1-3-40

電話06-6384-1815（直通）/FAX06-6368-7348

ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp>

この冊子は2,000部作成し、1部当たりの単価は47円です。